



東京圏から 三沢市へ移住した方に 支援金を支給します!

支援金額は・・・

◆単身世帯での移住 → **60万円**

◆複数人世帯での移住 → **100万円**
+



18歳未満の子ども1人につき

100万円or30万円

※三沢市への転入日が・・・令和5年4月1日以降→100万円
令和5年3月31日以前→30万円

⚠️申請期限がございます⚠️

申請期限は令和5年12月28日までとなっております。申請はお早めに!

お問合せ先

三沢市役所 政策調整課 企画戦略係(三沢市桜町1-1-38 本館2階)
TEL:0176-53-5111(内531)
E-mail:msw_kikaku@misawashi.aomori.jp



 三沢市移住サイトは
こちらから!

青森県 商工労働部 労政・能力開発課(青森市長島1丁目1-1)
TEL:017-734-9398
E-mail:roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp



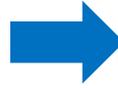
 あおもりジョブは
こちらから!

※本チャートはあくまで概要であり、支給を確約するものではありません。

START

申請時点で、三沢市へ転入後1年以内である。

いいえ



× 支給対象外



はい



いいえ

転入前に…

転入直前の10年間のうち、通算5年以上（直前は連続1年以上）、東京23区内に在住していた又は、東京圏^{※1}に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤していた^{※2}。

※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のこと。ただし、右図地域を除く。

※2 東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も通勤期間とみなすことが可能。

| 都県名 | 条件不利地域 |
|------|---|
| 東京都 | 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 |
| 埼玉県 | 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町 |
| 千葉県 | 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 |
| 神奈川県 | 山北町、真鶴町、清川村 |



はい

今の仕事は…

次のいずれかの要件を満たしている。

- ① **あおもりジョブ** 掲載求人採用され、就業している。
- ② 「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して、就業している。
- ③ 所属企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、三沢市を生活の本拠として、移住元での業務を引き続き行っている。
- ④ 県が実施する起業支援事業にかかる「起業支援金」の交付決定を受けて1年以内である。

いいえ

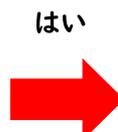


× 支給対象外



いいえ

これから…



はい

移住支援金申請日から5年以上、三沢市に住み続ける意思がある。



はい



○ 受給できる可能性あり